

佐賀県スキー・スノーボード連盟規程

事務局規程
登録規程
特別会計規程
旅費規程
表彰規程
慶弔規程
所属団体登録規程

佐賀県スキー・スノーボード連盟

事務局規程

(目的)

第1条 佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第55条第3項により、本規程を設ける。

(事務局の設置)

第2条 事務局は、本連盟の事務を処理するために設置する。

(所在地)

第3条 事務局の所在地は、佐賀県佐賀市兵庫町藤木 1250-45 立川方に置く。

2 事務局の所在地を変更するときは、理事会の議決を経て定める。

(事務局の業務)

第4条 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- 1 文書の收受、発送及び保管に関すること
- 2 会議の準備、議事録の作成及び保管に関すること
- 3 会計事務の補助に関すること
- 4 監査報告書の管理に関すること
- 5 連盟の窓口業務に関すること
- 6 その他、本連盟の運営に必要な事項

(監査報告書の取扱い)

第5条 監査報告書の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 監査報告書の正本は、監事が自署し押印したものとし、事務局において厳重に保管する。
- 2 監査報告書の写し(副本)は、活字による記載のみとし、押印を要しないものとする。
- 3 写しは、理事会及び評議員会における監査報告の際に提示するものとする。
- 4 佐賀県スポーツ協会その他の関係機関に提出する監査報告書は、正本の写しをもってこれに代える。
- 5 監査報告書の保存は、紙媒体または電磁的記録のいずれによる保存も認める。

(電磁的記録の管理)

第6条 事務局は、文書及び監査報告書の電磁的記録を適切に管理し、必要なバックアップを確保しなければならない。

(個人情報の管理)

第7条 個人情報については十分に注意し、次の各号に掲げた留意事項を遵守することとする。

- ① 電磁的記録の送受については、パスワードをかけ、情報漏えいを防ぐこととする。
- ② 個人情報が含まれる文書には「個人情報取扱注意」の表記をする。

(書面及び電磁的記録による表決)

第8条 本規約における諸会議について、諸事情により、会議を開催して審議・議決をすることができない場合は、会議の構成員に対し、書面及び電磁的記録による議事議決内容を送付し、書面及び電磁的記録による表決を得ることができる。

(事務局担当者)

第9条 事務局の業務は、理事のうちから選任された者が兼務することができる。

令和8年6月28日(制定)

登録規程

(目的)

第1条 佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第11条第2項により本規程を設ける。

(登録)

第2条 本連盟を通じ全日本スキー・スノーボード連盟に登録したことにより本連盟に登録したこととする。

(更新)

第3条 登録は毎年これを更新するものとし、8月1日より9月30日までにその手続きを完了しなければならない。

(登録手続き)

第4条 登録手続きはシクミネットによるものとする。

(再登録)

第5条 再登録は次の各号の場合は認められる。

① 会員個人の再登録は次の3つに分けられる。

1. 元または前会員で登録費未納の為の再登録は新規にシクミネットによる会員登録によるものとする。
2. 佐賀県スキー・スノーボード連盟の指導的立場の者で登録費未納による再登録は、全日本スキー・スノーボード連盟の再登録規程によるものとする。
3. 佐賀県スキー・スノーボード連盟の指導的立場の者で、佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第57条第5項に該当または相当する行為があった者は、理事会で協議の上、全日本スキー・スノーボード連盟の再登録規程によるものとする。

(登録料)

第6条 シクミネットによる会員登録料は一般会員(一時、暫定会員含む)年間4,000円、高校生以下1,500円とする。

令和2年6月21日(改正)

令和8年6月28日(改正)

特別会計規程

(目的)

第1条 佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第52条により本規程を設ける。

(特別会計の範囲)

第2条 特別会計は次の各号に該当する場合のみに取り扱う。

- ① 国スポ冬季大会派遣のための選手強化育成費として
- ② その他佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第4条第4項による佐賀県の代表選手派遣費として
- ③ その他各種大会主管費として
- ④ 一般会計の補填として

令和2年6月21日(改正)

令和8年6月28日(改正)

旅費規程

(目的)

第1条 佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第53条により本規程を設ける。

(対象事業及び会議)

第2条 本規程による旅費の支給対象となる事業及び会議とは、主に以下の各号に係るものとする。

- ① 全日本スキー・スノーボード連盟評議員会
- ② 九州地区協議会及びその教育部会、競技部会
- ③ 西日本ブロック協議会評議員会及び教育部会、競技部会
- ④ 全中、インターハイ等の大会及び強化合宿等の引率事業
- ⑤ 本連盟の業務遂行に必要な会議

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃・航空賃等の公共交通機関の料金及び自家用車使用に係る燃料代、有料道路料金等（以下「交通費」という）、日当、宿泊料とする。

- 2 交通費については、経済的かつ合理的な金額を検討することとし、鉄道・航空機等利用の場合は最下位の級とする。その際の算出経路は、参加者の居住地を起点及び終点とする。また、タクシー等の利用は原則不可とする。
- 3 日当については、懇親会を伴わない県外の諸会議に出席した場合に1日2、000円を日当として支払う。
- 4 やむを得ず出席者を変更する場合において、特に旅費等の調整が必要な場合は、経済的かつ合理的な支出方法を検討するとともに、理事長の承認を得るものとする。
- 5 会議における必要な実費として懇親会費を支払うことができる。ただし、その場合の日当は支給しない。

(引率者の旅費)

第4条 全中、インターハイ及び強化合宿等の引率者の経費にかかる補助等について以下の通り規定する。

- ① 引率は原則1名とする。
- ② 引率者の旅費については居住地を起点及び終点とし、経済的かつ合理的な支出とする。また、タクシー等の利用は原則不可とする。
- ③ 引率者に必要な実費として、リフト代、最低限の宅配送料等を支払うことができる。
- ④ 日当（昼食費等の雑費を含む）として出発日及び帰着日を除く1日につき2、000円を支払う。ただし、全中、インターハイの引率日当については出発日及び帰着日を含める。
- ⑤ 現地での移動等でタクシー・レンタカーの使用の必要性が出た場合は、参加者及び保護者等の同意を得て使用することとし、その場合の経費は参加者で案分する。その場合の引率者の経費はこれを支払うことができる。
- ⑥ 大山強化合宿実施時の催行バスへ乗車する引率者については、2名を限度として設定することができる。その場合の催行費用については旅費として支出することができる。ただし、引率者（コーチ）が、自身のトレーニングを兼ねている（国スポ予選会等にエントリー等）場合は宿泊代・日当は支払わない。

令和2年6月21日（改正）

令和8年6月28日（改正）

表彰規程

(目的)

第1条 佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第56条により本規程を設ける。

(報奨金)

第2条 各種大会において活躍した選手に対する報奨金については、以下の各号に従いこれを支出することができる。

- ① 冬季国スポにおいて次の入賞者に報奨金を与えることができる。
 1. 3位以内の入賞者：5万円
 2. 4位から8位までの入賞者：3万円。
- ② 予選会を経た全国大会（全中、インターハイ、全日本スキー選手権大会(スキー、スノーボード)、全日本スキー技術選手権大会、全日本スノーボード技術選手権大会等（国スポを除く））において、次の入賞者に報奨金を与えることができる。
 1. 3位以内の入賞者：3万円
 2. 4位から8位までの入賞者：1万円。
- ③ その他全国大会（全日本マスターズスキー大会等）において次の入賞者に報奨金を与えることができる。
 1. 3位以内の入賞者：1万円

令和2年6月21日（改正）

令和8年6月28日（改正）

慶弔規程

(目的)

第1条 佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第54条により本規程を設ける。

(慶事)

第2条 慶事について以下の通り規定する。

- ① 理事会が必要と認めた時、祝電をおくることができる。

(弔事)

第3条 弔事について以下の通り規定する。

- ① 本連盟役員が死亡の場合、供花、弔電をおくることができる。
- ② 本連盟役員の配偶者または近親者が死亡の場合、弔電をおくることができる。
- ③ 本連盟の為に著しい功労のあった者が死亡の場合、弔電をおくることができる。

令和2年6月21日（改正）

令和3年6月27日(改訂)

令和8年6月28日（改正）

所属団体登録規程

(目的)

第1条 佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第6条により本規程を設ける。

(所属団体の要件及び手続き)

第2条 次の各号に掲げる団体で、本連盟の目的に賛同し、本連盟に所属しようとする団体は、2項の要領で申し込むものとする。ただし、所属団体の会員数は5名以上が望ましい。

① 任意の個別クラブ

② 企業クラブまたはスキー部

2 所属しようとする団体は、所定の様式に名称・所在地・代表者・評議員候補氏名・事務担当者住所氏名を、任意の様式に会員名簿・会則をそれぞれ添えて、所属団体届として本連盟事務局を経由して会長に申し込むものとする。

(所属団体の再登録)

第3条 佐賀県スキー・スノーボード連盟規約第57条第3号及び第4号の規程により除名となった所属団体が再登録を申請する場合は、第2条に定める手続きによるものとする。

令和6年6月23日（制定）

令和8年6月28日（改正）